

令和7年度
風間浦村一般廃棄物処理実施計画

風 間 浦 村

令和7年度 風間浦村一般廃棄物処理実施計画

1 総則

- (1) 本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定めるものであり
計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 実施計画の区域は、村の区域全体とする。
- (3) 計画人口・世帯数（令和7年1月末時点）
- 人口 1, 5 5 3人
- 世帯数 8 4 6世帯

2 一般廃棄物発生量及び処理量の見込み (単位：t)

種 別		生 活 系	事 業 系	合 計
可	燃 ご み	479.25	6.91	486.16
不	燃 ご み	20.15	1.59	21.71
粗	大 ご み	25.31	5.09	30.40
資 源 ご み	びん類	15.78	0.00	15.78
	ペットボトル	3.77	0.00	3.77
	かん類	6.30	0.00	6.30
	白色トレイ	0.01	0.00	0.01
	新聞紙	7.81	0.00	7.81
	雑誌	5.83	0.00	5.83
	ダンボール	11.47	0.06	11.53
	小型家電	4.11	0.00	4.11
有	害 ご み	0.34	0.28	0.62
合	計	580.13	13.90	594.03

3 ごみ排出抑制・再資源化の方策

(1) 分別収集の実施

生活系ごみの出し方については、大きく5分別とし、適正処理を推進する。

- ・可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・有害ごみ

資源ごみについては、13分別し、資源リサイクルを推進する。

- ・アルミ缶 ・スチール缶 ・無色のびん ・茶色のびん ・その他のびん
- ・ペットボトル ・白色トレイ ・新聞紙/チラシ類 ・雑誌（のり製本）
- ・雑誌（金属製本） ・ダンボール ・紙パック ・小型家電

(2) 広報・啓発活動の強化

広報かざまうら、健康カレンダー、ホームページ等への記事掲載等を行い、分別に関する広報・啓発活動を継続的に行い、ごみ排出抑制と資源化に対する意識の高揚を図る。

(3) 生ごみの減量化

家庭から排出される生ごみの減量化のため、広報や健康カレンダーの記事に処理方法を掲載し、周知する。

4 村で分別して収集するものとしたごみの種類及び収集形態

(1) 種類及び収集方法等

種 類		実 施 主 体	収 集 日	収集方法等	
生 活 系 ご み	可 燃 ご み	村 (委託業者) 排出者 (直接搬入)	毎週 月・水・金曜日	ステーション方式 指定ごみ袋	
	不 燃 ご み		毎月 第2木曜日	ステーション方式 指定ごみ袋	
	粗 大 ご み		毎月 第4木曜日	電話予約によるステーション もしくは戸別回収 粗大ごみ処理券添付	
	資 源 ご み		缶 類	毎月 第2・4土曜日	ステーション方式 指定ごみ袋
			び ん 類	毎月 第1・3木曜日	ステーション方式 ※色ごとの分別が必要
			ペットボトル	毎月 第2・4火曜日	ステーション方式 指定ごみ袋
			紙 類	毎月 第1・3火曜日	ステーション方式 ひもで十字に縛る
			白色トレイ	毎月 第4火曜日	ステーション方式 ひもで十字に縛る
			小 型 家 電	毎月 第4木曜日	ステーション方式 指定ごみ袋
	有 害 ご み			※随時回収する	各地区の公民館のボックス ※易国間地区は、総合福祉セ ンターげんきかん
事 業 系 ご み		排出者 (直接搬入) 許可事業者	—	直接搬入または許可事業者に 依頼	

※ 事業系ごみの分別区分については、生活系ごみと同様とする。

※ 生活系ごみの収集を行わない日は、毎月第1・3土曜日、毎週日曜日及び12月31日から翌年1月3日までとする。

(2) 収集運搬等業務区分

- ・第一類収集運搬業務（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみのうち缶類の収集運搬）
- ・第二類収集運搬業務（有害ごみ、資源ごみのうち紙類、びん類、ペットボトル及び白色トレイの収集運搬）
- ・粗大ごみ収集運搬業務（粗大ごみの収集運搬）
- ・資源ごみ分別運搬業務（資源ごみのうちびん類及びペットボトルの分別及び運搬）

5 一般廃棄物の適正処理の実施

(1) ごみ集積所

自治会等を単位として、自治会長が総括管理の下に清掃美化に努め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

(2) ごみの搬入先及び処理方法

ア ごみの搬入先

(ア) 生活系ごみ

収集・運搬主体	種類	区域	搬入施設
村（委託）	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 資源ごみ（缶類）	村全域	クリーンセンター しもきた
	資源ごみ（びん・ペットボトル）	村全域	クリーンセンター しもきた
	資源ごみ（紙類・白色トレイ）	村全域	クリーンセンター しもきた
	有害ごみ	村全域	クリーンセンター しもきた
自己搬入	上記の種類全て	村全域	クリーンセンター しもきた

(イ) 事業系ごみ

収集・運搬主体	区域	搬入施設
許可業者及び自己搬入	村全域	クリーンセンターしもきた

イ ごみ処理の方法

(ア) クリーンセンターしもきた

種類	処理方法	
可燃ごみ	・焼却処理、灰は最終処分	
不燃ごみ	・破碎後、金属くずは資源化处理 ・残渣は焼却処理若しくは最終処分	
粗大ごみ	・破碎後、金属くずは資源化处理 ・残渣は焼却処理若しくは最終処分	
資源ごみ	缶類	・資源化处理
	びん	
	ペットボトル	
	紙類	
	白色トレイ	
有害ごみ		

(イ) 村で収集できないもの（クリーンセンターしもきたへの搬入禁止物）

種 類	具 体 例	処 理 方 法
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、法令で定められたもの	購入店や取扱店、専門の処理業者に依頼する。
医療廃棄物	感染性一般廃棄物（医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物）	
危険物	化学薬品（農薬も含む）、火薬（花火も含む）、揮発油類（ガソリン、シンナー等）、ガスボンベなど	
自動車関連部品及び機械類	自動車解体ごみ、タイヤ（ホイールも含む）、バッテリー、エンジン積載物（バイク、農機具、除雪機など）、ボート・小型船舶、消火器	
大型ごみ	1 m × 1 m × 2 m以上の大きさのもの	
家電リサイクル法対象品目	エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	「特定家庭用機器再商品化法」に基づき再資源化する。 <ul style="list-style-type: none"> 排出者が購入した小売業者、もしくは買い替えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼する。 自ら指定取引場所へ搬入する。
パソコン	デスクトップパソコン本体 ノートブックパソコン本体 液晶ディスプレイ CRTディスプレイ (一体型も含む)	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき再資源化する。 <ul style="list-style-type: none"> パソコンの処分方法について <ol style="list-style-type: none"> ①パソコンメーカーによる回収 ②一般社団法人パソコン3R推進協会による回収（自作パソコン等）

(3) 中間処理

ア 下北地域一般廃棄物等処理施設「クリーンセンターしもきた」

事業主体	下北地域広域行政事務組合
所在地	青森県むつ市大字奥内字今泉75番地

イ 焼却施設

処理能力	43 t/日×2炉(86 t/日)
処理方式	ストーカ方式

ウ リサイクルプラザ

処理能力	14 t/日
------	--------

(4) 最終処分場

ア 風間浦村一般廃棄物最終処分場※

所在地	青森県下北郡風間浦村大字蛇浦字潜石19番地87
埋立方法	セル方式
埋立面積	4,250 m ²
埋立容量	15,700 m ³
残余容量	0 m ³

※ 現在最終処分場は利用していない為、中間処理後はむつ市内にある民間の最終処分場に埋立をしている。

本村の最終処分場は廃止に向け、適正な維持管理を行うために必要な体制を整備し、地下水、保有水及びダイオキシン類等の測定を的確に行う。

6 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 不法投棄防止対策

通常のパトロールに加えて、青森県が配置している廃棄物不法投棄監視員などと連携を図り、不法投棄の早期発見や未然防止に努める。また、不法投棄を発見した場合は警察と連携を図り、不法投棄者の特定を行う。

(2) 災害廃棄物処理

災害により廃棄物が発生した場合には、廃棄物処理計画を基に被災状況に応じて、臨時収集の実施や仮置場の設置等、業務遂行と万全な環境衛生を図っていく。